

静岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月26日

静岡県知事 鈴木康友

### 静岡県規則第52号

静岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県立自然公園条例施行規則（昭和36年静岡県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(承継の承認の申請)	(承継の承認の申請)
<b>第7条</b> (略)	<b>第7条</b> (略)
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。	2 前項の申請書には、次に掲げる書類（ <u>運輸施設に関する公園事業にあつては、第4号に掲げる書類を除く。</u> ）を添付するものとする。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
3～6 (略)	3～6 (略)
(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)	(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)
<b>第15条</b> 条例第19条第8項第5号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。	<b>第15条</b> 条例第19条第8項第5号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
(1)～(14)の9 (略)	(1)～(14)の9 (略)
(14)の10 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。)	(14)の10 変圧器その他の電柱に附帯する <u>工作物（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）を新築、改築又は増築</u> すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。)
(14)の11・(14)の12 (略)	(14)の11・(14)の12 (略)
(14)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。	(14)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除若しくは <u>当該防除に係る調査又は保安の目的で、カメラを設置</u> すること。
(14)の14 (略)	(14)の14 (略)
(14)の15 県が自然公園の保護又は適正な利用の推進の <u>ために</u> 人の立入りを防止するため	(14)の15 県が自然公園の保護又は適正な利用の推進の <u>目的で</u> 人の立入りを防止するため

の柵又は当該自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

(15)～(26)の11 (略)

(27) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

(28)・(29) (略)

(30) 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

(30)の2 (略)

(30)の2の2 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(30)の3～(33)の37 (略)

(33)の38 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第19条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(34) (略)

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

#### 第18条の7 (略)

2 条例第36条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らか

の柵、当該自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

(15)～(26)の11 (略)

(27) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること（正当な理由がなくて行う場合を除く。）。

(28)・(29) (略)

(30) 森林、牧野、草原若しくは農地又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

(30)の2 (略)

(30)の2の2 特定外来生物の防除又は当該防除に係る調査の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(30)の3～(33)の37 (略)

(33)の38 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項に規定する実施計画に従って実施する指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第19条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(34) (略)

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

#### 第18条の7 (略)

2 条例第36条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らか

にした縮尺2万5,000分の1 以上の地形図  
(2)・(3) (略)

にした縮尺2万5,000分の1 程度の地形図  
(2)・(3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。